

鹿屋工業高等学校いじめ防止基本方針

全職員で、いじめを1件でも多く発見し、1件でも多くの解決を!!

【いじめ防止対策委員会】

【内容】年間を通した取組や対応と活動の検証及び次年度の計画

【構成】管理職，保健部(養教含) 2名，生徒指導部 1名

研修福利厚生係，人権同和教育係

教育相談係，各学年主任，該当担任等

+ 教務主任と生徒指導主任

+ SC・民生委員・児童委員(学校関係者評価委員)

※ 外部からの委員は，必要に応じて出席依頼

【PTAとの連携】

- 家庭訪問や三者面談
緊急連絡網の作成
- 学級PTAでの連携
一斉メールシステムの利用等
- 学年PTAでの連携
学校行事に係る周知と依頼
- PTA総会での活用
携帯電話等通信機器の学習会(ビデオ視聴)
- 地区PTAでの連携
携帯電話等の利用等について
- PTAミニバレー等による情報交換

【学校の取組】

- 未然防止
 - ・ 集団指導での人権指導
 - ・ 1, 2年生統一LHR「いじめ」
 - ・ 道徳教育(年間指導計画参照)
 - ・ モラル向上週間での規範意識の向上「命・人権について」
- 早期発見
 - ・ 教育相談の活用
 - ・ 生徒被害実態調査
- 対応
 - ・ 緊急会議の開催(情報共有))
 - ・ 調査・聞き取り(体制の構築)
 - ・ 保護者との連携
 - ・ 被害者，加害者への適切なケア及び指導(方針の決定)
 - ・ 県総合教育センターや心療内科や及び関係機関への相談

【県教委との連携】

- 指導主事の派遣及び助言
- 校内研修等への講師派遣
- いじめ問題対応チームの派遣及び助言

【関係機関との連携】

- 鹿屋警察署 44-0110
- 中央交番 42-2302
- 大隅児童相談所 43-7011
- 鹿屋市家庭児童相談室 43-2111
- 鹿屋市教育相談室 44-8799
- 県総合教育センター
- かごしま教育ホットライン 24
0120-783-574